

福島高教組で個別解決できた事例

ケース1

管理職のパワハラで悩んでいた組合員が相談。様々動いた結果、高校教育課長が高校訪問をしてくれた。

ケース2

理科の実習教員が、赴任先の学校で事務室に机がありほとんど事務作業をやることになった。相談を受け、校長先生に連絡。校長先生の尽力で PTA 雇用の職員配置が実現し、理科の実習に力を注ぐことができた。

ケース3

新 Wi-Fi 工事で、FACE 接続 PC 室 2 室のうち、1 室の回線が切られてしまった。所属の事務長に言っても何も動いてもらえなかったが、組合に相談したところ組合が即座に県に相談をしてきて、その日のうちに県から該当校の事務長に電話が来て、即座に対応してもらった。

ケース4

昨年度の秋の県教委交渉の際、交渉冒頭、部活動手当において 4 時間 3600 円がなくなってしまった。組合の粘り強い交渉の結果、一部条件付きではあるが、4 時間 3600 円が残った。

ケース5

県教委との話し合いにおいて、壁付け超短焦点高輝度ワイドプロジェクターの整備についての提案を行った。結果、その年度からの整備該当校についてはワイド型ではなかったものの、壁付け超短焦点高輝度モデルが採用された。

ケース6

交渉の結果、希望する実習教員の部活動単独引率が認められた。

ケース7

校務支援システムの実践的研修を行ってほしいという要望に即座に応えてくれた。また、ICT の研修会充実も交渉で伝えたところ、改善が見られた。

ケース8

ある高校で、長期休業中における教職員の振替休日に部活動指導をしたが、部活動指導手当の支給を管理職や事務長から嫌がられた。校長に分会要請を行ったところ、支給が認められた。

(振替休日における部活動指導は部活動指導手当がでます。)